

イベント等の名称に「さのまる」の冠を使用するための要項

1 趣旨

「さのまる」の冠をイベント及び大会等の名称（スポーツ、文化等）に使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 使用方法

イベントや大会等の名称に「さのまる」の冠を使用する場合は、事前に広報ブランド推進課に協議のうえ、使用することとする。

3 使用基準

「さのまる」の名称を使用することができるイベント及び大会等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 佐野市内で行われるものであること。
- (2) 広く市外にも参加者を募るイベント及び大会等であること。
- (3) 佐野市が主催、共催、後援のものであること。ただし、後援に関しては佐野市から後援名義使用を承認されただけでなく、佐野市がイベント及び大会等の募集、告知、運営、補助金の交付等の関わるものであること。
- (4) さのまるを活用した催し物やノベルティの作成など、さのまると関連性をもったものであること。
- (5) 大会の要項等に必ずさのまる及び佐野市に関する PR を記載すること。
- (6) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (8) その他、市長が認めたもの。

4 使用料

「さのまる」の名称の使用料は、無料とする。

5 使用の取消し

使用者がこの要項の使用基準に違反したときは、当該使用を取り消すことができる。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は広報ブランド推進課が別に定める。

平成26年6月26日施行

令和2年4月1日施行

令和4年4月1日施行